

国民健康保険のお知らせ

保険医療助成課 ☎229-3160 ☎229-5001

国民健康保険は、会社の健康保険(健康保険組合など)や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除いた全ての人が加入するものです。

医療費通知を送付します



国民健康保険で受診した人のいる世帯の世帯主宛てに、1月下旬に医療費通知を送付します。これは、令和6年12月～令和7年11月に医療機関等で診療を受けた際の医療費の自己負担額、医療機関名、受診年月、日数などが一覧で記載されているもので、診療状況や支払った医療費を確認し、健康管理や医療費の管理に活用できます。また、確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」として使用することができます。



国民健康保険料減免制度

世帯主が次の特別な事由により、保険料を納付することが困難になった世帯は、保険料が減免される場合があります。詳しくは保険医療助成課へお問い合わせください。

- 火災などの災害で資産に重大な損害を受けたとき
- 廃業や長期の疾病などで就労が困難になったことにより、所得が前年より3割以上減少したとき
- 被用者保険(国民健康保険組合を除く職場の健康保険など)の被保険者本人が後期高齢者医療制度の対象になったことで、その被扶養者が被用者保険の資格を喪失し、国民健康保険の被保険者になったとき
- 生活保護法の適用を受けることになったとき
- 刑事施設等に拘禁されたとき

ジェネリック医薬品をお使いください

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品(新薬の特許が切れた後に製造・販売される、先発医薬品と成分(効能・効果)や規格などが同一であると認められた後発医薬品です。ジェネリック医薬品の使用で薬代の大幅な節約につながります。

ジェネリック医薬品を希望する人はかかりつけ医や薬剤師に相談してください。

現在服用している医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬代が一定額以上軽減されると見込まれる人を対象に、お知らせを年2回(2月・8月)送付しています。なお、2月発送のお知らせは令和7年11月診療分について作成したものです。詳しくはお知らせに記載されているコールセンターへお問い合わせください。

